

改 正 案	現 行																																																																																												
<p>別紙様式第10号（第111条第2項関係） 連 結 業 務 報 告 書 （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 （略） 第2 連結財務諸表 1・2 （略） 3 <u>連結損益計算書及び連結包括利益計算書</u> 4・5 （略）</p> <p>（記載上の注意） 1・2 （略） 3 この様式中、第2の2 連結貸借対照表、第2の3 <u>連結損益計算書及び連結包括利益計算書</u>、第2の4 連結剰余金計算書、第2の5 連結キャッシュ・フロー計算書に注記すべき事項は、第2の5 連結キャッシュ・フロー計算書の次に一括して記載することができる。 4 <u>この様式中、第2の3「(1)連結損益計算書」及び「(2)連結包括利益計算書」は、両計算書を構成する項目を単一の計算書に表示する方法により、第2の3「(3)連結損益及び包括利益計算書」として記載することができる。</u></p> <p>第1 事業概況書 1 事業の概要 （記載上の注意） 農林中央金庫及びその子会社等（農林中央金庫法第56条第2号に規定する子会社等をいう。以下この様式において同じ。）について、主要な事業の内容のほか、主要勘定の増減の事由その他事業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。 2・3 （略）</p> <p>第2 連結財務諸表 1 連結財務諸表の作成方針 農林中央金庫及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する次の事項を記載すること。 (1)・(2) （略） (3) <u>連結される子会社（農林中央金庫法第24条第3項に規定する子会社をいう。）及び子法人等（農林中央金庫法施行令第8条第2項に規定する子法人等（同法第24条第3項に規定する子会社を除く。）をいう。）の事業年度等に関する事項</u> （削る。） (4) <u>のれんの償却に関する事項</u> (5) （略）</p> <p>2 年度（ 年 月 日現在）連結貸借対照表 （単位：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 25%;">金 額</th> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 25%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（ 資 産 の 部 ）</td> <td></td> <td>（ 負 債 の 部 ）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（ 略 ）</td> <td></td> <td>（ 略 ）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td>特 別 法 上 の 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ソ フ ト ウ ェ ア</td> <td></td> <td>繰 延 税 金 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>の れ ん</td> <td></td> <td>再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リ ー ス 資 産</td> <td></td> <td>（ 削 る ）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他 の 無 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td>支 払 承 諾</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（ 略 ）</td> <td></td> <td>（ 略 ）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰 延 税 金 資 産</td> <td></td> <td>（ 純 資 産 の 部 ）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	科 目	金 額	（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）		（ 略 ）		（ 略 ）		無 形 固 定 資 産		特 別 法 上 の 引 当 金		ソ フ ト ウ ェ ア		繰 延 税 金 負 債		の れ ん		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債		リ ー ス 資 産		（ 削 る ）		そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		支 払 承 諾		（ 略 ）		（ 略 ）		繰 延 税 金 資 産		（ 純 資 産 の 部 ）		<p>別紙様式第10号（第111条第2項関係） 連 結 業 務 報 告 書 （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 （略） 第2 連結財務諸表 1・2 （略） 3 <u>連結損益計算書</u> 4・5 （略）</p> <p>（記載上の注意） 1・2 （略） 3 この様式中、第2の2 連結貸借対照表、第2の3 <u>連結損益計算書</u>、第2の4 連結剰余金計算書、第2の5 連結キャッシュ・フロー計算書に注記すべき事項は、第2の5 連結キャッシュ・フロー計算書の次に一括して記載することができる。 （新設）</p> <p>第1 事業概況書 1 事業の概要 （記載上の注意） 農林中央金庫及びその子会社等（農林中央金庫法第56条第2号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）について、主要な事業の内容のほか、主要勘定の増減の事由その他事業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。 2・3 （略）</p> <p>第2 連結財務諸表 1 連結財務諸表の作成方針 農林中央金庫及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する次の事項を記載すること。 (1)・(2) （略） (3) <u>連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項</u> (4) <u>連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項</u> (5) <u>連結調整勘定の償却に関する事項</u> (6) （略）</p> <p>2 年度（ 年 月 日現在）連結貸借対照表 （単位：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 25%;">金 額</th> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 25%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（ 資 産 の 部 ）</td> <td></td> <td>（ 負 債 の 部 ）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（ 略 ）</td> <td></td> <td>（ 略 ）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td>特 別 法 上 の 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ソ フ ト ウ ェ ア</td> <td></td> <td>繰 延 税 金 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>（ 新 設 ）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>リ ー ス 資 産</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>そ の 他 の 無 形 固 定 資 産</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>連 結 調 整 勘 定</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>支 払 承 諾</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>（ 略 ）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰 延 税 金 資 産</td> <td></td> <td>（ 純 資 産 の 部 ）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	科 目	金 額	（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）		（ 略 ）		（ 略 ）		無 形 固 定 資 産		特 別 法 上 の 引 当 金		ソ フ ト ウ ェ ア		繰 延 税 金 負 債				再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債				（ 新 設 ）				リ ー ス 資 産				そ の 他 の 無 形 固 定 資 産				連 結 調 整 勘 定				支 払 承 諾				（ 略 ）		繰 延 税 金 資 産		（ 純 資 産 の 部 ）	
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																																										
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）																																																																																											
（ 略 ）		（ 略 ）																																																																																											
無 形 固 定 資 産		特 別 法 上 の 引 当 金																																																																																											
ソ フ ト ウ ェ ア		繰 延 税 金 負 債																																																																																											
の れ ん		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債																																																																																											
リ ー ス 資 産		（ 削 る ）																																																																																											
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		支 払 承 諾																																																																																											
（ 略 ）		（ 略 ）																																																																																											
繰 延 税 金 資 産		（ 純 資 産 の 部 ）																																																																																											
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																																										
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）																																																																																											
（ 略 ）		（ 略 ）																																																																																											
無 形 固 定 資 産		特 別 法 上 の 引 当 金																																																																																											
ソ フ ト ウ ェ ア		繰 延 税 金 負 債																																																																																											
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債																																																																																											
		（ 新 設 ）																																																																																											
		リ ー ス 資 産																																																																																											
		そ の 他 の 無 形 固 定 資 産																																																																																											
		連 結 調 整 勘 定																																																																																											
		支 払 承 諾																																																																																											
		（ 略 ）																																																																																											
繰 延 税 金 資 産		（ 純 資 産 の 部 ）																																																																																											

再評価に係る繰延税金資産 (削る)	資産 優先出資 本 申込 証 拠 金 金
支払承諾見返 (略)	資 優 先 出 資 本 申 込 証 拠 金 金 (略)
(略)	為替換算調整勘定 その他の包括利益累計額合計 少数株主持分 (略)
(略)	(略)

(記載上の注意)
(略)

3 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

年度 (年 月 日から) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(年 月 日まで)

(1) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	
資金運用収益	
貸出金利息	
有価証券利息配当	
コールローン利息及び買入手形利息	
買現先利息	
債券貸借取引受入利息	
預け金利息	
その他の受入利息	
役員取引等収益	
特定取引収益	
その他の業務収益	
その他の経常収益	
経常費用	
資金調達費用	
預金利息	
譲渡性預金利息	
短期農林債利息	
農林債利息	
借入金利息	
コールマネー利息及び売渡手形利息	
売現先利息	
債券貸借取引支払利息	
コマシャル・ペーパー利息	
社債利息	
その他の支払利息	
役員取引等費用	
特定取引費用	
その他の業務費用	
事業管理費用	
その他の経常費用	
貸倒引当金繰入額	
その他の経常費用	
経常利益	
(又は経常損失)	
特別利益	
固定資産処分益	
負債のれん発生益	
貸倒引当金戻入益	
償却債権取立益	
その他の特別利益	
特別損失	
固定資産処分損失	
減損損失	
その他の特別損失	
税金等調整前当年度純利益	

再評価に係る繰延税金資産 連結調整勘定 支払承諾見返 (略)	資産 優先出資 本 申込 証 拠 金 金 (略)
(略)	為替換算調整勘定 評価・換算差額等合計 少数株主持分 (略)
(略)	(略)

(記載上の注意)
(略)

3 連結損益計算書

年度 (年 月 日から) 連結損益計算書
(年 月 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	
資金運用収益	
貸出金利息	
有価証券利息配当	
コールローン利息及び買入手形利息	
買現先利息	
債券貸借取引受入利息	
預け金利息	
その他の受入利息	
役員取引等収益	
特定取引収益	
その他の業務収益	
その他の経常収益	
経常費用	
資金調達費用	
預金利息	
譲渡性預金利息	
短期農林債利息	
農林債利息	
借入金利息	
コールマネー利息及び売渡手形利息	
売現先利息	
債券貸借取引支払利息	
コマシャル・ペーパー利息	
社債利息	
その他の支払利息	
役員取引等費用	
特定取引費用	
その他の業務費用	
事業管理費用	
その他の経常費用	
貸倒引当金繰入額	
その他の経常費用	
経常利益	
(又は経常損失)	
特別利益	
固定資産処分益	
貸倒引当金戻入益	
償却債権取立益	
その他の特別利益	
特別損失	
固定資産処分損失	
減損損失	
その他の特別損失	
税金等調整前当年度純利益	

税金等調整前当年度純利益
(又は税金等調整前当年度純損失)
法人税、住民税及び事業税
法人税等調整額
法人税等合計
少数株主損益調整前当年度純利益
(又は少数株主損益調整前当年度純損失)
少数株主利益
(又は少数株主損失)
当年度純利益
(又は当年度純損失)

(記載上の注意)

- 1 出資一口当たりの当年度純利益金額又は当年度純損失金額を銭単位で注記すること。
- 2 1に規定するもののほか、農林中央金庫及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 3 「特定取引収益」及び「特定取引費用」は、農林中央金庫及びその子会社等が農林中央金庫法施行規則第65条その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。
- 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前年度損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさない場合には、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
- 5 当該事業年度において、合併対象財産（第108条の2に規定する合併対象財産をいう。以下同じ。）の全部に、合併（第74条第3項第1号に規定する合併をいう。以下同じ。）により消滅する信用農水産業協同組合連合会（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第2条第2項に規定する信用農水産業協同組合連合会をいう。以下同じ。）における当該合併の直前の帳簿価格を付す合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること。
 - (1) 計算書類に含まれる当該合併に係る信用農水産業協同組合連合会の業績の期間
 - (2) 当該合併に要した支出額及びその科目名
- 6 当該事業年度において、合併対象財産の全部に、対価として交付する現金等の時価を付す合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること。
 - (1) 計算書類に含まれる当該合併に係る信用農水産業協同組合連合会の業績の期間
 - (2) 当該合併に係る信用農水産業協同組合連合会の取得価格及びその内訳
 - (3) 負ののれん発生益の金額及び発生原因
- 7 法令等に基づき、又は農林中央金庫及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 8 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

(2) 連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
少数株主損益調整前当年度純利益	
(又は少数株主損益調整前当年度純損失)	
その他の包括利益	
その他の有価証券評価差額金	
繰延ヘッジ損益	
為替換算調整勘定	
持分法適用会社に対する持分相当額	
包括利益	
親会社株主に係る包括利益	
少数株主に係る包括利益	

(記載上の注意)

- 1 連結包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。
- 2 法令等に基づき、又は農林中央金庫及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 3 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
- 4 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

(3) 連結損益及び包括利益計算書

〔(1)連結損益計算書〕及び〔(2)連結包括利益計算書〕を構成する項目を、単一の計算書に表示す

(又は税金等調整前当年度純損失)
法人税、住民税及び事業税
法人税等調整額
法人税等合計
少数株主利益
(又は少数株主損失)
当年度純利益
(又は当年度純損失)

(記載上の注意)

- 1 出資一口当たりの当年度純利益金額又は当年度純損失金額を銭単位で注記すること。
- 2 1に規定するもののほか、農林中央金庫及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 3 「特定取引収益」及び「特定取引費用」は、農林中央金庫及びその子会社等が農林中央金庫法施行規則第65条その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。
- 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前年度損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさない場合には、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
- 5 当該事業年度において、合併対象財産（第108条の2に規定する合併対象財産をいう。以下同じ。）の全部に、合併（第74条第3項第1号に規定する合併をいう。以下同じ。）により消滅する信用農水産業協同組合連合会における当該合併の直前の帳簿価格を付す合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること。
 - (1) 計算書類に含まれる当該合併に係る信用農水産業協同組合連合会の業績の期間
 - (2) 当該合併に要した支出額及びその科目名
- 6 当該事業年度において、合併対象財産の全部の取得原価を、対価として交付する現金等の時価を付す合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること。
 - (1) 計算書類に含まれる当該合併に係る信用農水産業協同組合連合会の業績の期間
 - (2) 当該合併に係る信用農水産業協同組合連合会の取得価格及びその内訳
 - (3) 負ののれん発生益の金額及び発生原因
- 7 法令等に基づき、又は農林中央金庫及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 8 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

る場合]

(単位：百万円)

科	目	金	額
経	常	収	益
資	金	運	用
貸	出	金	利
有	価	証	券
コ	ー	ル	ロ
ー	ン	利	息
買	現	先	利
債	券	貸	借
預	け	金	利
そ	の	他	の
役	務	取	引
特	定	取	引
そ	の	他	の
そ	の	他	の
経	常	費	用
資	金	調	達
預	金	利	息
讓	渡	性	預
短	期	農	林
農	林	債	利
借	用	金	利
コ	ー	ル	マ
ー	ネ	ー	利
売	現	先	利
債	券	貸	借
コ	マ	ー	シ
社	債	利	息
そ	の	他	の
役	務	取	引
特	定	取	引
そ	の	他	の
そ	の	他	の
事	業	管	理
そ	の	他	の
貸	倒	引	当
そ	の	他	の
経	常	利	益
(又	は	経
特	別	利	益
固	定	資	産
負	の	の	れ
貸	倒	引	当
債	却	債	権
そ	の	他	の
特	別	損	失
固	定	資	産
減	損	損	失
そ	の	他	の
税	金	等	調
(又	は	税
法	人	税	、
法	人	税	等
法	人	税	等
少	数	株	主
(又	は	少
少	数	株	主
(又	は	少
当	年	度	純
(又	は	当
少	数	株	主
(又	は	少
少	数	株	主
(又	は	少
そ	の	他	の
そ	の	他	の

繰延ヘッジ損益	益
為替換算調整勘定	定
持分法適用会社に対する持分相当額	額
包括利益	益
親会社株主に係る包括利益	益
少数株主に係る包括利益	益

- (記載上の注意)
- 1 出資一口当たりの当年度純利益金額又は当年度純損失金額を銭単位で注記すること。
 - 2 1に規定するもののほか、農林中央金庫及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
 - 3 「特定取引収益」及び「特定取引費用」は、農林中央金庫及びその子会社等が農林中央金庫法施行規則第65条その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。
 - 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前年度損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさない場合には、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
 - 5 連結損益及び包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。
 - 6 当該事業年度において、合併対象財産（第108条の2に規定する合併対象財産をいう。以下同じ。）の全部に、合併（第74条第3項第1号に規定する合併をいう。以下同じ。）により消滅する信用農水産業協同組合連合会（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第2条第2項に規定する信用農水産業協同組合連合会をいう。以下同じ。）における当該合併の直前の帳簿価格を付す合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること。
 - (1) 計算書類に含まれる当該合併に係る信用農水産業協同組合連合会の業績の期間
 - (2) 当該合併に要した支出額及びその科目名
 - 7 当該事業年度において、合併対象財産の全部に、対価として交付する現金等の時価を付す合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること。
 - (1) 計算書類に含まれる当該合併に係る信用農水産業協同組合連合会の業績の期間
 - (2) 当該合併に係る信用農水産業協同組合連合会の取得価格及びその内訳
 - (3) 負ののれん発生益の金額及び発生原因
 - 8 法令等に基づき、又は農林中央金庫及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
 - 9 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
 - 10 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

4 (略)

5 連結キャッシュ・フロー計算書
 年度 (年 月 日から) 連結キャッシュ・フロー計算書
 (年 月 日まで)

(略)

4 (略)

5 連結キャッシュ・フロー計算書
 (年 月 日から) 連結キャッシュ・フロー計算書
 (年 月 日まで)

(略)